

日立市監査告示第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年1月20日

日立市監査委員 鈴木利文  
同 伊藤健也

# 定期監査結果報告書

## 1 監査の対象部課所等

市長公室

秘書課、政策企画課、地域創生推進課、広報戦略課、デジタル推進課

生活環境部

ゼロカーボン推進担当、コミュニティ推進課、文化・国際課、

女性若者支援課、環境都市推進課、環境衛生課、資源循環推進課、清掃センター

産業経済部

交流拠点活性化担当、商工振興課、産業立地推進課、農林水産課、

かみね公園管理事務所、観光物産課、にぎわい施設課

農業委員会

## 2 監査の着眼点

監査は、財務に関する事務について、「行政財産使用許可事務について」、「債権管理の適正化について」及び「補助金等交付に関する事務について」を着眼点として実施した。

## 3 監査の実施内容

- (1) 対象期間 令和4年4月1日から令和4年10月31日まで
- (2) 実施期間 令和4年11月7日から令和4年12月27日まで
- (3) 実施方法

監査対象期間に執行した事務事業について、担当部課所長から説明を求めるとともに、関係書類の監査を行った。また、所管施設の管理状況等について、現地での確認を行った。

## 4 監査の結果

監査の結果、旅費の支給誤りや行政財産使用料の算定誤りの指導事項はあったが、その他の事務処理及び書類等の整備はおおむね適正であった。

なお、今回の指導事項については、当該課所において必要な処理を行った。

以上